

昭和63年3月1日熊本県告示第184号（昭和61年8月26日熊本県告示第643号）、平成2年12月19日熊本県告示第864号（平成3年1月18日熊本県告示第38号）、平成5年5月21日熊本県告示第424号、平成6年12月28日熊本県告示第1044号、平成10年9月21日熊本県告示第601号及び平成13年1月26日熊本県告示第70号の事業地のうち、四方寄町字山ノ上、西六反割及び徳王町字後田を削除し、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、稗田町、出町、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁目、黒髪一丁目、黒髪四丁目、楡木一丁目、京町本町、壺川二丁目、兎谷三丁目、徳王町字五戸窪及び字道越地内において事業地を変更する。

4 事業施行期間

昭和58年3月8日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第1140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 菊陽町

2 都市計画事業の種類及び名称 昭和58年熊本県告示第1118号熊本都市計画下水道事業菊陽公共下水道

3 事業計画

(1) 収用の部分

昭和58年熊本県告示第1118号、昭和61年熊本県告示第180号、昭和62年熊本県告示第742号、平成2年熊本県告示第314号、平成2年熊本県告示第865号、平成6年熊本県告示第783号、平成7年熊本県告示第812号、平成9年熊本県告示第195号、平成10年熊本県告示第7号、平成11年熊本県告示第424号及び平成13年熊本県告示第1号の事業地に熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下大谷を追加する。

(2) 使用の部分

昭和58年熊本県告示第1118号、昭和61年熊本県告示第180号、昭和62年熊本県告示第742号、平成2年熊本県告示第314号、平成2年熊本県告示第865号、平成6年熊本県告示第783号、平成7年熊本県告示第812号、平成9年熊本県告示第195号、平成10年熊本県告示第7号、平成11年熊本県告示第424号及び平成13年熊本県告示第1号の事業地のうち、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼字花立、北八久保、字新山、字迎原、字下沖野、字前田及び字上屋敷、菊陽町大字原水字仲山、字北沖野、字南沖野、字下中野、字上中野、字下堀川、字仲堀川、字北下原、字下前通、字南受、字向原、字下八町、字八町、字下原、字上大谷、字下大谷、字井手ノ上及び字大人足並びに菊陽町大字久保田字中岡、字楠木、字堀向、字田地、字柳ノ尾、字前田及び字役給において事業地を変更し、菊陽町大字津久礼字古屋敷、菊陽町大字原水字下前原、字前原、字南方、字村東、字村西、字南方上、字中尾、字中尾上、字東原、字仲ノ割、字東ノ前、字柳水、字柿鶴、字入道水、字塘下、字古閑原及び字村上、菊陽町大字曲手字部田、字下部田、字水落及び字風穴並びに菊陽町大字辛川字久保、字中ノ尾、字下石ヶ迫、字下乙若、字下居屋敷、字猿ノ塚、字古閑ノ上、字小牧鶴、字中屋敷、字妙見、字部田、字塚原及び字水落を追加する。

4 事業施行期間

昭和58年12月21日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第1141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 合志町

2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業合志公共下水道

3 事業計画

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和60年熊本県告示第132号、昭和63年熊本県告示第304号、平成2年熊本県告示第866号、平成6年熊本県告示第736号及び平成12年熊本県告示第646号の事業地に、合志町大字福原字飯高、大字竹迫字桜山、大字幾久富字櫻山、字山下、大字豊岡字梅ノ木畑、字上境目、字北長嶺、字南長嶺、字北拾丁、大字栄字孤平、字谷、字八窪及び字若林を加える。

4 事業施行期間

昭和60年1月31日から平成21年3月31日まで